

## ○ 矢掛町移住定住お試し住宅の管理及び運営に関する規則

令和3年3月17日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、矢掛町移住定住お試し住宅の設置及び管理に関する条例(令和3年矢掛町条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2条 条例第3条に規定により矢掛町移住定住お試し住宅(以下「住宅」という。)の使用許可を受けようとする者は、水車の里フルーツピア条例(平成5年矢掛町条例第1号。以下「水車の里条例」という。)第8条、又は矢掛町職員等住宅使用規則(平成10年矢掛町規則第33号。以下「職員等住宅規則」という。)第4条の使用の許可を受けることに代えて、使用を開始する14日前までに矢掛町移住定住お試し住宅使用申請書(様式第1号。以下「使用申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 本人確認ができる書類(自動車運転免許証その他官公署が発行した証書等の写し)
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 使用期間を延長しようとする者は、町長の指定する日までに前項に規定する使用申請書を町長に提出しなければならない。

(使用許可等)

第3条 町長は、前条の使用申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、矢掛町移住定住お試し住宅使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)により使用を許可するものとする。なお、住宅1号の当該使用許可は、水車の里条例第6条第8号及び第8条によって町長が行うものとし、住宅2号の当該使用許可は、職員等住宅規則第4条の許可を受けたものとみなすものとする。

2 町長は、前項に規定する使用の許可に必要な条件を付することができる。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、住宅の使用を許可しないものとする。

- (1) 条例及び第5条に規定する使用回数及び使用期間の制限等を超過する使用申請があったとき。
- (2) 未成年者のみによる住宅の使用と認めるとき。
- (3) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (4) 建物、その他工作物を毀損するおそれがあると認めるとき。
- (5) その他町長がその使用を不相当と認めるとき。

4 前項に該当すると認めるときは、矢掛町移住定住お試し住宅使用不許可通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(使用内容の変更等)

第4条 前条の規定により使用の許可を受けた申請者（以下「使用者」という。）は、使用の中止又は使用内容に変更が生じる場合、矢掛町移住定住お試し住宅使用（変更・中止）承認申請書（様式第4号。以下「変更等申請書」という。）を直ちに町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による変更等申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、矢掛町移住定住お試し住宅使用（変更・中止）承認通知書（様式第5号。以下「変更等承認通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(使用期間)

第5条 住宅の使用期間は、条例第4条の規定により、第3条の使用許可書又は前条の変更等承認通知書に提示された期間とする。

- 2 住宅の使用回数は2回までとし、使用開始日から起算して20日以内とする。なお、使用期間の延長の場合も同様とする。
- 3 住宅は、1月5日から12月27日までの間において使用することができる。ただし、町長が特に必要と認める場合は、これを変更することができる。
- 4 使用期間の始期及び終期は、次の各号に定める日を除いた日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(使用者の遵守事項)

第6条 住宅の使用者は、町から住宅の鍵を受け取り、住宅を使用するものとする。この場合において、使用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 外出時や就寝時には施錠するなど住宅を善良に管理し、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (2) 住宅、設備、備え付けの備品等を適切に取り扱い、特に火器は使用しないものとし、火災防止及び盗難等の予防に努めること。
- (3) ごみは、決められたルールに従い搬出等を行うこと。
- (4) 住宅の使用期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を町に返却すること。
- (5) その他、住宅の使用に関し町長が必要と認める事項

(禁止行為)

第7条 使用者は、住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (2) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (3) 就業すること。
- (4) 興行を行うこと。
- (5) 犬（盲導犬を除く。）、猫その他猛獣、毒蛇等の動物を飼育すること。

- (6) 展示会その他これに類する催しを開催すること。
- (7) 文書、図書その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (8) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為を行うこと。
- (9) 鉄砲、刀剣類又は爆弾性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- (10) 近隣住民等に迷惑を及ぼす行為等を行うこと。
- (11) その他住宅の使用にふさわしくない行為等を行うこと。

(使用許可の取消)

第8条 町長は、使用者に前2条の規定に違反する行為があったと認めたときは、第3条による使用許可又は第4条の規定による変更承認を取り消すことができる。この場合において、町長は、矢掛町移住定住お試し住宅使用許可(変更承認)取消通知書(様式第6号)により、当該使用者に通知するものとする。

(住宅の明渡し)

第9条 使用者は、使用期間満了日又は前条の規定に基づき使用許可を取り消された場合は、直ちに住宅の使用を中止し、住宅を明け渡さなければならない。この場合において、使用者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 使用者は、前項後段の規定に基づき行う原状回復の内容及び方法について、町長の指示に従わなければならない。

3 町長は、使用者が第1項後段の規定に基づく原状回復を行わない場合は、使用者の負担において、これを行うことができる。この場合において、使用者は何らの異議を申し立てることはできない。

(立入り)

第10条 町長は、住宅の防火、構造の保全その他住宅の管理上特に必要があると認めるときは、使用者の承諾がなくても住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(事故責任)

第11条 町長は、住宅が町長の責めに帰すべき事由により安全性を欠いている場合を除き、住宅及び住宅の敷地内で発生した事故に対して、その責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。